

第164回国会 衆議院財務金融委員会議録 第17号

平成18年5月12日(金曜日) 午前九時二分開議

出席委員

委員長 小野 晋也君

理事 江崎洋一郎君	理事 七条 明君	理事 宮下 一郎君	理事 山本 明彦君
理事 渡辺 喜美君	理事 小沢 鋭仁君	理事 古本伸一郎君	理事 石井 啓一君
井澤 京子君	伊藤 達也君	石原 宏高君	上野賢一郎君
小川 友一君	越智 隆雄君	大野 功統君	大前 繁雄君
河井 克行君	木原 稔君	佐藤ゆかり君	鈴木 俊一君
関 芳弘君	とかしきなおみ君	土井 真樹君	中根 一幸君
西田 猛君	萩山 教嚴君	広津 素子君	藤野真紀子君
松本 洋平君	小川 淳也君	田村 謙治君	津村 啓介君
長安 豊君	平岡 秀夫君	福田 昭夫君	松木 謙公君
三谷 光男君	吉田 泉君	鷲尾英一郎君	谷口 隆義君
佐々木憲昭君	野呂田芳成君	中村喜四郎君	

.....  
国務大臣(金融担当) 与謝野 馨君

内閣府大臣政務官 後藤田正純君

財務大臣政務官 西田 猛君

政府参考人 三國谷勝範君(金融庁総務企画局長)

政府参考人 中江 公人君(金融庁総務企画局総括審議官)

政府参考人 長尾 和彦君(金融庁証券取引等監視委員会事務局長)

政府参考人 谷 みどり君(経済産業省商務情報政策局消費経済部長)

本日の会議に付した案件

証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八二号)

証券取引委員会設置法案(古本伸一郎君外六名提出、衆法第四号)

小野委員長 引き続きまして、古本伸一郎君。

古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

政府におかれましては、連日の御対応、大変お疲れさまでございます。

本法も、仮に通るということになれば、大臣におかれましては間接金融から直接金融へという政策誘導を、政府もかじを切っているわけでありまして、その意味では、この法整備が滞りなく行われれば、直接金融へと大きなかじを切る政策転換を図る上において、その道具立てとしては、法の立てつけとしては十分な法整備が図られることになるというふうに理解をなさっておられるでしょうか。

与謝野国務大臣 いろいろな議論はございますけれども、今般のこの法律改正は、公正な取引の

確保あるいは投資家の保護また情報の開示のあり方等について、まだまだ議論の余地はありますけれども、金融庁としては、現段階におけるベストのことを国会にお願いしていると考えております。

古本委員 ただいま大臣から投資者保護という話がありました。これは、投資家の保護に関して申し上げれば、契約の相手方に対してその保護を図るということだと思っております。

ただ、一方で、ではマーケットの、市場の保護はだれがやるかということになるわけでありまして、マーケット全体の保護というのは一体だれがやっているのでしょうか。

与謝野国務大臣 まず、市場につきましては、市場における価格形成が適切に行われるということとは常に我々全力を挙げなければならないことであると思っております。それと同時に、やはり、例えば日本の東京市場、大阪市場を含めた市場が他の国の市場に負けただけの信頼性あるいはサービスの内容等を持っていないかならぬと思っております。

市場をだれが保護するのかという大変難しい御質問でございますけれども、私どもとしては、日本における市場の健全な育成にはこれからも努めていかなければならないと思っております。

古本委員 マーケットの保護は今だれがやっているかということにつきましては、いろいろな議論があると思えます。私は、少なくとも、マーケットがおかしくなると投資者以外の人にも影響が起こる、つまりは国民全体に影響のある大変大きな話になると思えます。

その意味で、市場が機能しなくなったこの一連の、昨今の、例えば東証が停止をした、あるいはライブドア事件があった等々を見たときに、実はマーケットが機能不全になると一番困る利害関係人というのは一体だれなんでしょうか。株を持っていない一般国民も大きく国民生活に影響がある、そういうものだと思います。それより何よりも影響のあるのは一体だれなんでしょうか。

与謝野国務大臣 先生御指摘のように、例えば市場が機能しなくなると、売りたい人、買いたい人が自分の意思に従っての取引ができなくなるという直接的な影響のほか、マクロで考えますと、市場を通じまして資源の適正な配分というものがなされるということが市場機能の最も大きなものであると考えますので、それはやはり、市場が機能しない、あるいは市場が一時的にでも機能しなくなるということは、日本経済にとっては大きなマイナスでございますし、また日本の経済の対外的な信頼性という観点からも大変大きなマイナスになると考えております。

古本委員 実は市場の最大の利害関係人は政府じゃないんでしょうか。株が上がり、小泉さんが去年の総選挙で再選され、その後、日経平均がずっと安定的に上がってきた、これを最大に享受されておられるのは政府にほかならないんじゃないでしょうか。つまり、マーケットは上がれば上がった方が、国の政策においてこれほどありがたいことはない。

そのことを考えましたならば、この利害関係人である政府が市場に関与し続ける必要があるのかどうかという大変大きな議論があるわけでありまして。つまり、午前中の参考人の質疑を通じまして、会計監査の話でも大変示唆に富んだ話を承りました。自主規制機関というものがあります。一方で、監視委員会という機能の強化を今我々は主張しております。そして、金融庁という監督権を持った行政庁があります。それぞれの役割が、ある意味抜け穴があった中で、今回のライブドア事件に見るような、ぼてんヒットというか、ヒットという言い方はよくないですね、結果として大変な事案が起きてしまったという理解に立つわけでありまして。

そこで、大臣にお尋ねするんですが、政府が実は市場の最大の利害関係人ではないんでしょうか。

与謝野国務大臣 市場の機能がきちんと発揮されていくということは、日本経済を考えれば、政府が最も重大な関心を持たなければならない、そういう意味では、市場が健全に働くということに、

政府あるいは金融行政を担う金融庁としては、大変大きな関心、最も重要な関心を払っていくことだろうと思っております。

ただ、例えば株価が上がる下がるということに関しましては、それは市場の中で適切な価格形成がなされているということが保証されればいいことございまして、上がること下がることについての善悪の判断というものは政府においては無いだろうと思っております。

古本委員 今回の対象商品に、議論になっております商品先物が入っていなかったり、いわゆる預金が入ってなかったりいたしております。今後の課題として、これらのことはまだ積み残したという理解でいらっしゃいますでしょうか。

与謝野国務大臣 今後、商品先物取引等については、他の法律、他の役所の分野として残してあるわけですが、委員御承知のように、同じルールを適用するという面では一体的な規制というものが実現されるわけですが、ただ、将来像がどうなるかということはまだまだ議論の余地はある、そのように思っております。

古本委員 ライブドアの事件が起きたときに、ニッポン放送株の時間外買い付けがあったときに、その買い付けのあった日からわずか数日後に、きょうやと伊藤さんに座っていただきましたが、当時の伊藤大臣が法の解釈を一般論としておっしゃられた。あのときの行政庁の責任者であったのは政府であった、そして金融庁であった。

一方で、そのことを受けて、幾つかのいろいろな疑わしい情報があって、立入検査を行ったか、あるいは事情聴取を行ったか、先回の委員会で確認いたしました。それは個別の事案でお答えできないと言った。これをやるのは監視委員会であると。

一方で、大臣は、当時、御党の政策担当の最高責任者として、果たして出会い頭にこれほどのものがぶつかり合うんだろうかという疑問を大変抱いておったとおっしゃっておられた。だけれども、司法の判断は、ああ、こういうふうに判断なさるのかと思って尊重することにしたと。

一体だれが市場の本当の番人としてきちっと見ていくことができるのかということ、これはすぐれて実は自主規制で賄っていかないと、人の心の中には入っていけない領域があると私は思っています。したがって、SEC法案を出して強化をしていくという議論ももちろんあると思いますが、それと同時に、一体だれが市場の利害関係人であるかということは大変大きな問題だと思っています。その意味で、政府が、内閣総理大臣が任命し、その委任を受けた監視委員会の委員長が、そしてまた委任をした地方財務局の検査官が実際に物読みをしたり立入検査をしたり、そういう機構である限りは、一番の長が実はマーケット最大の利害関係人であったとするならば、これはゆがめられるんじゃないかという問題意識を持っている。つまりは、独立した何かをつくらなきゃいけないんじゃないかという問題意識から、我々は証券取引委員会の設置を提出してきたわけでありませう。

先回の委員会の中で同僚議員から、金融庁あるいは財務省からの直接の天下りの状況に対する資料の要求も残念ながらいたしまして、今、鋭意当局の方で調べていただいているやに伺っておりますが、ちょっと見ただけで、例えばこれは人事院の平成十五年の営利企業への就職の承認に関する年次報告であります、直接行っています、証券会社に直接行っておられる。金融庁監督局あるいは金融証券検査官、証券取引検査官、こういう人々というのは、まさに審判官というかアンパイアの役割をしておられる方々なんじゃないんでしょうか。直接行っておられますよ。

もちろん、アメリカのSEC等々を見れば、人事交流をし、そういう技術にたけた人をもらうことによって互いに切磋琢磨するという面もあると思えます。それは独立した機関だからやれること

でありまして、現状のように、金融庁の中に監督権を残しながら、そして監視だけをやる監視委員会があり、そしてその委員長はこの委員会に来ていただけないじゃないですか。高橋委員長はあれだけいろいろなことを言っておられますけれども、ただの一度も質問できない。伺いますれば、三条委員会じゃないからここに呼べないということの御説明をいただきました。まさにそうであります。政府答弁者として登録していないからであります。片や天下りを看過し、そして片やこの委員会の場で、さまざまな事案があって、その事実をただしたいというふうに申し上げても、その当人が来られない、事務局しか来られない。ちぐはぐな感じがいたします。

その意味で、再三申し上げた、実は政府が市場の最大の利害関係人である限りは、今のこの監視委員会の機構には限界があると感じております。まとめて御所見を求めたいと思います。

与謝野国務大臣 利害関係人というのはどういうふうに解釈しているのかが迷っておりますけれども、市場が健全な発展をするということに関しては、経済的な利害ということは別にいたしまして、政府も金融庁も、市場の健全な維持発展ということは当然のことながら最大の関心事であるということはおわかりいただきたいと思っております。

そこで、先生の御主張は、多分、市場行政を独立した三条委員会に担わせるべきとの御提案だと私は理解しておりますけれども、一つは、行政権は内閣に属しているということ、また、内閣は行政権の行使について国会に対して責任を負うことを踏まえますれば、市場にかかわる制度の企画立案や、取引所、証券会社等に対する検査監督を担う行政委員会を新たに設置することについては、慎重な検討が必要であると考えております。

古本委員 もしそうならば、行政権は内閣にありそして行政庁にあるということであれば、思い切って、金融庁に監督権そして監視権も含めてというやり方も逆にあるのかもしれないと思っております。

いずれにいたしましても、この委員会の質疑を通じ、連日傍聴に来ておられる方々もおられたようにお見受けいたしましたし、一般の投資家の皆さんはもとより、いろいろな面で金融商品の被害に遭い、そして苦しんでおられる方もこれは一方でおるわけですから、今後も当委員会での議論を深めていただきますことを切にお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

小野委員長 以上で古本君の質疑を終了いたします。